

令和6年6月議会

保健福祉委員会 資料

提出議案一覧	ページ 番号
北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (北九州市立折尾保育所の移転)	2
「北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について (保育所等に配置する保育士等の配置基準の改正)	3
北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (幼保連携型認定こども園における保育士等の配置基準の改正)	4
北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について (幼保連携型以外の認定こども園における保育士等の配置基準の改正)	5
令和6年度 6月補正予算総括表	6

子ども家庭局

議案第72号

「北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例」 の一部改正について（北九州市立折尾保育所の移転）

1 概要（条例改正の理由）

折尾保育所は、平成18年度から折尾駅南側で実施されている折尾土地区画整理事業の施行区域内にある。

同土地区画整理事業では、折尾保育所の敷地の一部が道路等となる予定のため、現地での建替えができないことから換地して移転することになった。

現在、区画整理事業の進捗に合わせ折尾保育所の改築を行っており、令和6年夏頃、新園舎が完成次第、移転するため、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部改正を行うもの。

2 改正内容

保育所の項中、折尾保育所の位置を改める（別表第1関係）

現行	改正後
北九州市八幡西区北鷹見町12番24号	北九州市八幡西区堀川町8番7号

3 施行期日

規則で定める日

4 施設の概要

移転場所： 八幡西区堀川地区 ※折尾愛真短期大学側

定員： 120名

構造： 鉄筋コンクリート造 2階建

延床面積： 約1,166㎡

敷地面積： 約1,550㎡
(駐車場：8台程度)

建築工事費： 約4億円

竣工予定： 令和6年夏頃



議案第73号

「北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び 「北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」 の一部改正について (保育所等に配置する保育士等の配置基準の改正)

1 概要（条例改正の理由）

保育所等に配置する保育士等の配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準省令」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等基準省令」という。）に従い条例で定めるものとされている。

令和6年3月13日、児童福祉施設基準省令及び家庭的保育事業等基準省令の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）が公布され、保育所等における保育士等の配置基準が見直されたため、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例を改正するもの。

2 改正内容

保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所における
保育士等の配置基準

年齢区分	改正前	改正後
満3歳以上 満4歳未満児	おおむね <u>20人</u> につき 1人以上	おおむね <u>15人</u> につき 1人以上
満4歳以上児	おおむね <u>30人</u> につき 1人以上	おおむね <u>25人</u> につき 1人以上

3 施行期日

公布の日

4 経過措置

当分の間、改正後の規定は適用しない（改正前の基準を適用）。

議案第74号

「北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について (幼保連携型認定こども園における保育士等の配置基準の改正)

1 概要（条例改正の理由）

幼保連携型認定こども園に配置する職員及びその員数については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）に従い条例で定めるものとされている。

令和6年3月13日、基準省令の一部を改正する命令（令和6年内閣府・文部科学省令第1号）が公布され、幼保連携型認定こども園における職員配置の最低基準が見直されたため、本条例を改正するもの。

2 改正内容（第7条関係）

幼保連携型認定こども園における保育士等の配置基準

年齢区分	改正前	改正後
満3歳以上 満4歳未満児	おおむね <u>20人</u> につき 1人以上	おおむね <u>15人</u> につき 1人以上
満4歳以上児	おおむね <u>30人</u> につき 1人以上	おおむね <u>25人</u> につき 1人以上

3 施行期日

公布の日

4 経過措置

当分の間、改正後の規定は適用しない（改正前の基準を適用）。

「北九州市認定こども園の認定要件に関する条例」の一部改正について
 (幼保連携型以外の認定こども園における保育士等の配置基準の改正)

1 概要 (条例改正の理由)

(1) 職員配置の最低基準の改正

幼保連携型以外の認定こども園に配置する職員及びその員数については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。)を参酌して条例で定めるものとされている。

令和6年3月13日、基準告示の一部を改正する告示(令和6年内閣府・文部科学省告示第1号)が公布され、幼保連携型以外の認定こども園における職員配置の最低基準が見直されたため、本条例を改正するもの。

(2) 保育所保育指針の策定権者の変更

令和5年3月31日、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和5年厚生労働省令第48号)が公布され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)その他の関係省令について関係規定の整備が行われた。

これにより、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定に基づき定めることとされている保育所保育指針の策定権者が、「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に改められたため、本条例を改正するもの。

2 改正内容

(1) 職員配置の最低基準の改正 (第5条関係)

幼保連携型以外の認定こども園における保育士等の配置基準

年齢区分	改正前	改正後
満3歳以上 満4歳未満児	おおむね <u>20人</u> につき 1人以上	おおむね <u>15人</u> につき 1人以上
満4歳以上児	おおむね <u>30人</u> につき 1人以上	おおむね <u>25人</u> につき 1人以上

(2) 保育所保育指針の策定権者の変更 (第8条関係)

第8条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

3 施行期日

公布の日

4 経過措置 (上記2(1))

当分の間、改正後の規定は適用しない(改正前の基準を適用)。

令和6年度6月補正予算総括表

○議案第82号「令和6年度北九州市一般会計補正予算（第1号）」のうち子ども家庭局所管分

【歳出補正】

（単位：千円）

款項目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
4・2・1	子ども家庭総務費	8,869,572	66,600	8,936,172
	こども施設DX推進事業 【概要】 デジタル田園都市国家構想交付金の内示を受け、保育現場等の負担軽減に向け、市内の教育・保育施設への給付管理システム導入に要する経費を計上する。	0	66,600	66,600
4・2・3	母子保健医療費	6,421,731	32,900	6,454,631
	妊娠・出産・養育にかかる相談・支援事業 【概要】 福岡県の補助制度新設に伴い、産後1年以内の母子を対象とした、心身のケアや育児のサポートを行う産後ケアの利用者の負担軽減（5割減免）に要する経費を計上する。	54,500	32,900	87,400
合 計			99,500	

【歳入補正】

款項目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
18・2・3	子ども家庭費国庫補助金	3,580,634	65,557	3,646,191
	母子保健衛生費	35,749	15,607	51,356
	デジタル田園都市国家構想交付金	0	49,950	49,950
19・2・3	子ども家庭費県補助金	2,995,543	14,501	3,010,044
	ママと赤ちゃんのための産後ケア利用促進費	0	14,501	14,501
合 計			80,058	

<問い合わせ先一覧>

事業名	担当課	問い合わせ先
こども施設DX推進事業	こども施設企画課	093-582-2550
妊娠・出産・養育にかかる相談・支援事業	子育て支援課	093-582-2410